

自転車のスマホ・酒気帯び

# 罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日  
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 ▶ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 ▶ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

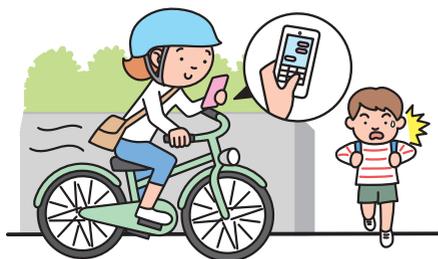
交通ルールを守って  
つながる笑顔



## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



### 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、

**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。



歩行者を  
優先させないと  
**ダメ!**



ながらスマホは  
**禁止!**

# 自転車の 交通違反は 事故に直結する 危険な行為!



飲酒運転は  
**禁止!**



夜間の無灯火は  
**ダメ!**

大人がこどもの  
見本になろう!

## 自転車のルールを守ろう!



わたしも  
ヘルメットを  
かぶるね!

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って  
つなげる笑顔



# 自転車はルールを守って安全運転

## 自転車安全利用五則を守りましょう!

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。  
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

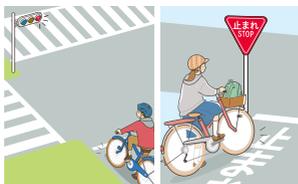
### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



### 3 夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



### 4 飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



### 5 ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



## 絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



## 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為※)を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。  
(※危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等)

危険

# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを  
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



## 自転車ではなく、 一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



### 公道を走行するために必要なこと

Check  
01

一般原動機付自転車等を  
運転することのできる  
運転免許



Check  
02

ブレーキランプ、  
ウインカー、  
バックミラー等  
の備付け



Check  
03

ナンバープレートの  
取付け・  
表示



Check  
04

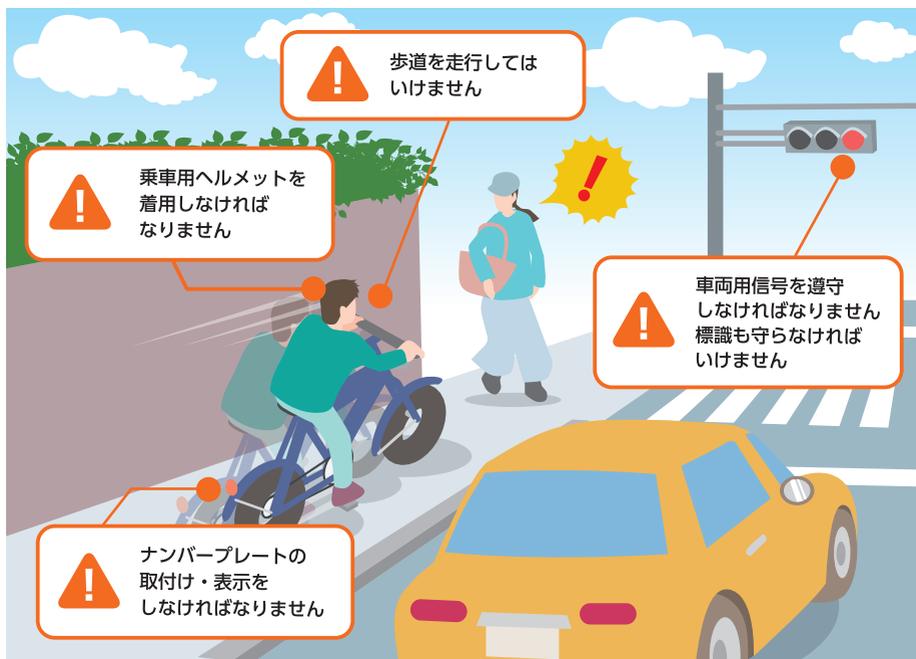
自動車損害賠償  
責任保険（共済）  
への加入



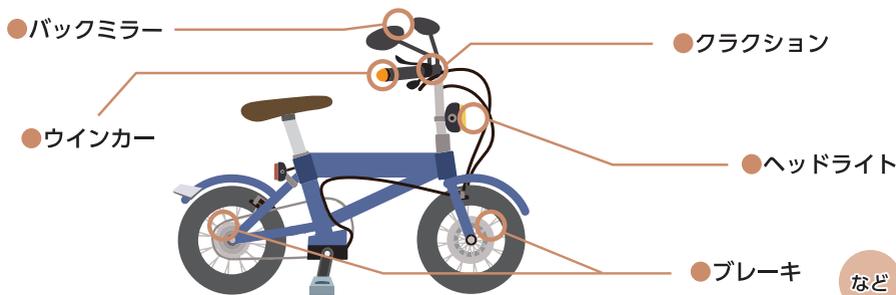
警察庁・都道府県警察



# ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら

# ルール守れてる？

16歳以上!

最高速度  
20km/h  
以下

最高速度  
表示灯!

前部と後部の2か所

車体の大きさ  
長さ1.9m  
幅0.6m  
以下

ヘルメット  
着用!

違反行為者には  
罰則が科せられます!

定格出力  
0.60キロワット以下

ナンバー  
プレート!

# 特定小型原動機付自転車

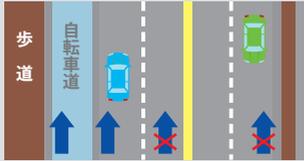


# 特定小型原動機付自転車とは？

## 主な交通ルール

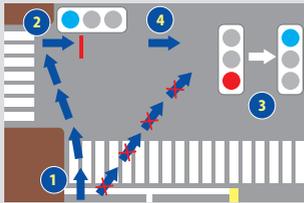
### ① 車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません（※自転車道通行可）。また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。



### ② 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。また、後方確認とウインカーでの合図が必要です。



### ③ 信号・標識に従う義務

信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。



### ④ その他のルール



## 保安基準

道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。



# 『特例』特定小型原動機付自転車とは？

特定小型原動機付自転車の中でも、下記、などの要件を満たす車両は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を通行することができます。ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。



① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること



② 歩道通行中、車体の構造上、6km/hを超える速度を出すことができないものであること

など

## 罰則等について

● 交通反則通告制度・放置違反金制度の対象となります。

● 特定小型原動機付自転車運転者講習制度

特定小型原動機付自転車の運転に関し、一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者が講習制度の対象となります。